

第三十九回国会 建設委員會議録 第二号

昭和三十六年十月六日(金曜日)

午前十時十五分開議

出席委員

委員長 二階堂 進君

理事 加藤 高藏君 理事 木村 守江君

理事 瀬戸山 三男君 理事 松澤 雄藏君

理事 石川 次夫君 理事 中島 巖君

理事 山中 日藤史君

逢澤 寛君 宇野 宗佑君

大倉 三郎君 大沢 雄一君

金丸 信君 久保田 四次君

齋藤 邦吉君 徳安 實藏君

廣瀬 正雄君 前田 義雄君

松田 鐵藏君 山口 好一君

岡本 隆一君 栗林 三郎君

實川 清之君 日野 吉夫君

三宅 正一君

出席國務大臣 中村 梅吉君

建設大臣

出席政府委員 菅 太郎君

經濟企画廳 官

總理府事務官 曾田 忠君

總務廳事務官 曾田 忠君

建設局局長 山内 一郎君

建設局局長 高野 務君

建設局局長 齋藤 常勝君

建設事務官 齋藤 常勝君

住宅局長

委員外の出席者

建設技官 齋藤 義治君

道路局長 齋藤 義治君

道路局長 齋藤 義治君

專門員 山口 乾治君

十月六日

委員木村公平君、齋藤邦吉君及び丹羽喬四郎君辞任につき、その補欠として宇野宗佑君、久保田四次君及び前田義雄君が議長の指名で委員に選任された。

十月五日

宅地造成等規制法案(内閣提出第五八号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

宅地造成等規制法案(内閣提出第五八号)

道路に関する件

住宅に関する件

○二階堂委員長 これより會議を開きます。

都合により、午後一時より再開することとし、暫時休憩いたします。

午前十時十六分休憩

午後一時二十三分開議

○二階堂委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

昨五日付託になりました宅地造成等規制法案を議題とし、審議に入ります。

宅地造成等規制法案

宅地造成等規制法案

目次

第一章 總則(第一条、第二条)

第二章 宅地造成工事規制区域(第三條—第七條)

第三章 宅地造成に関する工事等の規制(第八條—第十八條)

第四章 雜則(第十九條—第二十二條)

第五章 罰則(第二十三條—第二十六條)

附則

第一章 總則

(目的) 第一条 この法律は、宅地造成に伴い、いざ知らずれ又は土砂の流出を生ずるおそれが著しい市街地又は市街地とならうとする土地の区域内において、宅地造成に関する工事等について災害の防止のため必要な規制を行なうことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 宅地 農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地をいう。

二 宅地造成 宅地以外の土地を宅地にするため又は宅地にお

て行なう土地の形質の変更で政令で定めるもの(宅地を宅地以外の土地にするために行なうものを除く。)をいう。

三 災害 がけくずれ又は土砂の流出による災害をいう。

四 設計 その者の責任において、設計図書(宅地造成に関する工事を実施するために必要な図面(現寸図その他これに類するものを除く。)及び仕様書をいう。)を作成することをいう。

五 造成主 宅地造成に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないでみずからその工事をする者をいう。

六 工事施行者 宅地造成に関する工事の請負人又は請負契約によらないでみずからその工事をする者をいう。

第二章 宅地造成工事規制区域(宅地造成工事規制区域)

第三条建設大臣は、関係都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域内の土地については、指定都市。以下第十一条を除き同じ。)の申出に基づき、宅地造成に伴い災害が生ずるおそれの著しい市街地又は市街地とならうとする土地の区域を宅地造成工事規制区域として指定することができる。この場合において、都道府県は、その申出をしようとする

ときは、あらかじめ、関係市(特別区を含む。以下同じ。)町村の長の意見をきかなければならない。

2 前項の指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度のものでなければならぬ。

3 第一項の指定は、建設省令で定めるところにより、官報に告示することによつて行なう。

(測量又は調査のための土地の立入り)

第四条 建設大臣若しくは都道府県知事(指定都市の区域内の土地については、指定都市の長。以下第二十条を除き同じ。)又はその命じた者若しくは委任した者は、宅地造成工事規制区域の指定又はその申出のため他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行なう必要がある場合においては、その必要の限度において、他人の占有する土地に立ち入ることができ

る。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入らうとする者は、立ち入らうとする日の三日前までにその旨を土地の占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により、建築物が所在し、又はかき、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入らうとする場合においては、その立ち入らうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨をその土地の占有者に告げなければならない

る。

と

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立ち入りを拒み、又は妨げてはならない。

(障害物の伐除及び土地の試掘等)
第五條 前條第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行なう者は、その測量又は調査を行なうにあたり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくはかき、さく等(以下「障害物」といふ)を伐除し

ようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」といふ)を行なおうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行なうことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ意見を述べべる機会を与えなければならない。

2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行なおうとする日の三日前までに、当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により障害物を伐除しようとする場合(土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く)において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいらないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、建設大臣若しくは都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、前二項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、ただちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。

(証明書等の携帯)
第六條 第四條第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

2 前條第一項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。

3 前二項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

ればならない。
(土地の立ち入り等に伴う損失の補償)
第七條 国又は都道府県は、第四條第一項又は第五條第一項若しくは第三項の規定による行為により他人に損失を与えた場合においてはその損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、国又は都道府県と損失を受けた者が協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、国、都道府県又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

第三章 宅地造成に関する工事等の規制

(宅地造成に関する工事の許可)
第八條 宅地造成工事規制区域内において行なわれる宅地造成に関する工事については、造成主は、当該工事に着手する前に、建設省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請に係る宅地造成に関する工事の計画が次条の規定に適合しないと認めるときは、同項の許可をしてはならない。

3 都道府県知事は、第一項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を附すること

ができる。
(宅地造成に関する工事の技術的基準等)
第九條 宅地造成工事規制区域内において行なわれる宅地造成に関する工事は、政令(その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む)で定める技術的基準に従ひ、擁壁又は排水施設の設置その他宅地造成に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令(同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む)で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

(許可又は不許可の通知)
第十條 都道府県知事は、第八條第一項の許可の申請があつた場合においては、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければなら

ない。
2 前項の処分をするには、文書をもって当該申請者に通知しなければならない。この場合において、不許可の処分をするときは、その理由をあわせて通知しなければならない。

(国又は都道府県の特例)
第十一條 国又は都道府県(指定都市の区域内において、指定都市を含む。以下この条において同じ)が、宅地造成工事規制区域内において行なう宅地造成に関する工事については、国又は都道府県と都

道府県知事との協議が成立することをもつて第八條第一項の許可があつたものとみなす。
(工事完了の検査)
第十二條 造成主は、第八條第一項の工事を完了した場合においては、建設省令で定めるところにより、その工事が第九條第一項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果工事が第九條第一項の規定に適合していると認められた場合には、建設省令で定める様式の検査済証を造成主に交付しなければならない。
(監督処分)
第十三條 都道府県知事は、偽りその他不正な手段により第八條第一項の許可を受けた者又はその許可に附した条件に違反した者に対して、その許可を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、宅地造成工事規制区域内において行なわれている宅地造成に関する工事で、第八條第一項の規定に違反して同項の許可を受けず、同項の許可に附した条件に違反し、又は第九條第一項の規定に適合していないものについては、当該造成主又は当該工事の請負人(請負工事の下請人を含む)若しくは現場管理者に対して、当該工事の施行の停止を命じ、又は相当の猶予期限をつけて、擁壁若しくは排水施設の設置その他宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを命

ずることができる。

することができる。

3 都道府県知事は、第八条第一項の規定に違反して同項の許可を受けずに宅地造成に関する工事が施行された宅地又は前条第一項の規定に違反して同項の検査を受けず、若しくは同項の検査の結果工事が第九条第一項の規定に適合していないと認められた宅地については、当該宅地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該造成主に對して、当該宅地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限をつけて、擁壁若しくは排水施設の設置その他宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを命ずることができる。

4 都道府県知事は、前三項の規定により処分をし、又は必要な措置をとることを命じようとする場合においては、あらかじめ、当該処分をし、又は当該措置をとることを命ずべき者について聴聞を行わなければならない。

5 都道府県知事は、第二項に規定する工事に該当することが明らかでない工事については、緊急の必要があつて前項に定める手続によることができない場合に限り、その手続によらないで、第二項に規定する者に対して、当該工事の施行の停止を命ずることができる。この場合において、これらの者が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。

6 都道府県知事は、第二項又は第一

三項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくその措置をとることを命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、その措置をみずから行ない、又はその命じた者若しくは委任した者に行なわせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置をとるべき旨及びその期限までにその措置をとらないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行なうべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

(工事等の届出)

第十四条 宅地造成工事規制区域の指定の際、当該宅地造成工事規制区域内において行なわれている宅地造成に関する工事の造成主は、その指定があつた日から二十一日以内に、建設省令で定めるところにより、当該工事に對して都道府県知事に届け出なければならない。

2 宅地造成工事規制区域内の宅地において、擁壁又は排水施設に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行なおうとする者は、第八条第一項の許可を受けなければならない場合を除き、その工事に着手する日の十四日前までに、建設省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 宅地造成工事規制区域内におい

て、宅地以外の土地を宅地に転用した者は、第八条第一項の許可を受けなければならない場合を除き、その転用した日から十四日以内に、建設省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(宅地の保全等)

第十五条 宅地造成工事規制区域内の宅地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成(宅地造成工事規制区域の指定前に行なわれたものを含む。以下次項、次条第一項及び第二十条において同じ)に伴う災害が生じないよう、その宅地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。

2 都道府県知事は、宅地造成工事規制区域内の宅地について、宅地造成に伴う災害の防止のため必要があるとする場合においては、その宅地の所有者、管理者、占有者等に対し、擁壁又は排水施設の設置又は改造その他宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができる。

(改善命令)

第十六条 都道府県知事は、宅地造成工事規制区域内の宅地で、宅地造成に伴う災害の防止のため必要な擁壁又は排水施設が設置されていないか又はきわめて不完全であるために、これを放置するとき、宅地造成に伴う災害の発生のおそれがある場合において、その著しいおそれを除くため必要であり、かつ、土地の利用状況等からみて相当であると認められる限度において、当

該宅地又は擁壁若しくは排水施設の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限をつけて、擁壁若しくは排水施設の設置若しくは改造又は地形の改良のための工事をを行なうことを命ずることができる。

2 前項の場合において、同項の宅地又は擁壁若しくは排水施設の所有者、管理者又は占有者(以下この項において「宅地所有者等」という)以外の者の行為によつて同項に規定する災害の発生のおそれがおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者(その行為が隣地における土地の形質の変更であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ)に同項の工事の全部又は一部を行なわせることが相当であると認められ、かつ、これを行なわせることについて当該宅地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行なうことを命ずることができる。

3 第十三条第四項及び第六項の規定は、前二項の場合について準用する。

(立入検査)

第十七条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第八条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項から第三項まで若しくは第五項又は前条第一項若しくは第二項の規定による権限を行なうため必要がある場合において、

地又は当該宅地において行なわれている宅地造成に関する工事の状況を検査することができる。

2 第六条第一項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(報告の徴取)

第十八条 都道府県知事は、宅地造成工事規制区域内における宅地の所有者、管理者又は占有者に対して、当該宅地又は当該宅地において行なわれている工事の状況について報告を求めることができる。

第四章 雑則

(手数料)

第十九条 第八条第一項の許可の申請をしようとする者は、三万円をこえない金額の範囲内において政令で定める額の手数料を都道府県に納めなければならない。

(市町村長の意見の申出)

第二十条 市町村長は、宅地造成工事規制区域内における宅地造成に伴う災害の防止に關し、都道府県知事に意見を申し出ることができる。

(訴願)

第二十一条 都道府県知事が第八条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項から第三項まで若しくは第五項又は第十六条第一項若しくは第二項の規定に基づいてした処分又は命令について不服ある者は、その処分又は命令のあつたことを知つた日から三十日以内に、建設大臣に訴願することができる。

る。ただし、その処分又は命令のあつた日から六十日を経過した場合は、この限りでない。

(政令への委任)

第二十二條 この法律に特に定めるもののほか、この法律によりなすべき公告の方法その他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第二十三條 第十三條第二項、第三項又は第五項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第二十四條 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第四條第一項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

二 第五條第一項に規定する場合において、市町村長の許可を受けず、又は都道府県知事の許可を受けず、土地に試掘等を行つた者

三 第八條第一項の規定に違反した造成主

四 第九條第一項の規定に違反して宅地造成に関する工事が施行された場合における当該宅地造成に関する工事の設計をした者

(設計図書を用いないで工事を施行し、又は設計図書に従わないで工事を施行したときは、当該工事を施行したとき、当該工事を施行したとき)

五 第十四條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六 第十六條第一項又第二項の規定

定による都道府県知事の命令に違反した者

七 第十七條第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十五條 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第十三條第五項後段の規定による都道府県知事の命令に違反した者

二 第十八條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第二十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前三條の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 建設省設置法(昭和二十三年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第二十二号の次に次の一号を加える。

二十二の三 宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第 号)

の施行に関する事務を管理すること。

3 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように

改正する。

第八十八條に次の一項を加える。

4 第一項中第六條、第七條、第十八條(第一項及び第九項を除く。)

及び第八十九條に係る部分は、宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第 号)第八條第一項による許可を受けなければならない場合の擁壁については、適用しない。

理由

市街地又は市街地とならうとする土地の区域において、宅地造成に伴いがけくずれ又は土砂の流出による災害が生じている事情にかんがみ、宅地造成工事規制区域を指定して、当該区域内における宅地造成に関する工事等について災害の防止のために必要な規制を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○二階堂委員長 提案理由の説明を聴取いたします。中村建設大臣。

○中村國務大臣 たいま議題と相なりました宅地造成等規制法案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

御承知の通り、昭和三十六年六月の梅雨前線豪雨は、各地に各種の災害を発生させたのであります。特に神奈川県、兵庫県等の丘陵地等においては、集中豪雨の結果がけくずれ、土砂の流出が発生し、人命及び財産に多大の損害を与えたのでございます。しかも、このがけくずれ、土砂の流出による災害が、宅地造成が最近に行なわれたと

ころまたは現に宅地造成工事が行なわれていたところに多く発生いたしましたことは、今後宅地造成がますます盛んになる傾向にあることを考えますとき、早急に宅地造成に関する工事等を規制する必要があるものであります。

このような事情にかんがみ、政府といたしましては、宅地造成に伴うがけくずれまたは土砂の流出を生ずるおそれ著しい市街地または市街地とならうとする土地の区域内における宅地造成に関する工事等につきまして災害防止のため必要な規制を行なうこととし、宅地造成等規制法案として提案する運びと相なつたのであります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由でございますが、次にその要旨を申し上げます。

第一に、建設大臣は、都道府県の申し出に基づいて、宅地造成に伴いがけくずれまたは土砂の流出を生ずるおそれ著しい市街地または市街地とならうとする土地の区域を宅地造成工事規制区域として指定することができることとし、その区域内における宅地造成に関する工事等につき必要な規制を行なうことといたしました。

第二に、宅地造成工事規制区域内において宅地造成に関する工事を施行する場合は、都道府県知事の許可を受けなければならないこととし、この場合知事は、災害を防止するための技術的基準に従い必要な措置を講ぜられたものでなければ許可してはならないことといたしますとともに、その許可を受けなければならない宅地造成に関する工事について、必要があるときは、工事の停止、擁壁または排水施設

の設置その他宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを命ずる等所要の監督を行なうとともに、工事の完了した場合には、都道府県知事の検査を受けなければならないことといたしました。

第三に、宅地造成工事規制区域内の宅地は、すでに造成された場合でありましても、災害の防止のための必要な措置がとられていないためにがけくずれまたは土砂の流出による災害の原因となることにかんがみまして、都道府県知事は、宅地の所有者等に対して、災害の防止のため必要な勧告をなし、特に必要と認める場合には改善のための工事を行なうことを命ずることができるといたしました。

以上のほか、宅地造成工事規制区域内の宅地造成に関する工事等の実情を常時把握するため必要な報告の徴取、宅地転用などの届け出、立ち入り検査等について所要の規定を設け、この法律の円滑な施行を確保することといたしました。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決賜わらんことをお願い申し上げます。

○二階堂委員長 次に道路に関する件につき、中島議員より発言を求められておりますので、これを許します。中島議員。

○中島(總)委員 実は最近の新聞を見ますと、道路整備五カ年計画をいよいよ閣議決定をする段階にきた。それについて、高速自動車道の東海道、中央道などについて折衝を各省間で行な

ておる。こういうような記事をたびたび見ておるのであります。この道路整備五カ年計画は、現在の池田内閣の内政面の大きな施策といたしまして、さきに道路整備緊急措置法を決定いたしました。それに伴って二兆一千億円の大ワケを、五カ年間の、道路の種類によつてそれぞれ額を決定しなければならぬ。しかも、緊急措置法の第二条において、閣議の決定を経なければならぬ。こういうことになっておりまして、この問題は、与野党を問わず非常な関心を持っておるものと思つております。

こういう観点につきまして、ただいま申し上げましたように近く決定する、こういうようなお話であります。で、現在の建設省の持つておられる案の内容、それから現在の閣議におけるところの進行状況、それらを大臣よりお伺いしたいと思つております。

○中村國務大臣 先般二回ほど交通関係閣僚協議会を開きまして、種々協議をいたしました結果、東海道、中央道との関連につきまして、一通り骨子がきまつたのであります。実はこの東海道、中央道との関係につきまして、法律制定のころから関連をいたしまして、この工事の具体的な進め方につきまして、今後交通関係閣僚協議会で協議をして方針をきめるといふこととに從前なつておりましたので、今回の五カ年計画の中の重要な一部分をなします東海道、中央道関係、これは事務的にいろいろ建設省と大蔵省との間に、また経済企画庁が入りまして折衝を続けてきたのでございますが、事務的には結論を得ることができませ

るので、交通関係閣僚協議会にこれのせまして協議を遂げたわけでござい

ます。その結果、すでに内容は新聞に報道されましたので御承知のことと存じますが、念のため申し上げますと、去る十月四日開かれまして交通関係閣僚協議会におきまして、国土開発縦貫自動車道中央道につきましては、東京―富士吉田間を東海道幹線自動車国道と並行して建設を開始するものとし、近く決定を予定する道路整備五カ年計画に組み入れ、その具体的実施計画等については東海道との均衡を考慮しつづつ別途決定するものとする。こういう結論を得たような次第でござい

ます。もちろん本来の使命が、交通関係閣僚協議会の方針をきめるのが使命でございまして、協議会としましてはこの程度のきめ方をいたしたような次第でございまして、今後具体的実施計画等については予算を伴うこととござい

ます。また五カ年計画の内容として金額的分量も組み入れられなければならぬこととございまして、財政当局である大蔵省と折衝し、また企画庁とも協議をいたしまして、近く成案を得る運びにいたしたい、かように考えておる次第でございまして。しかし、もともとの点につきましては、建設省の考え方と大蔵当局の考え方との間に相当の基本的な開きがありましたのが、今申し上げましたような基本線で見ました次第でございまして、そういう経過にかんがみまして、内容の金額の配分等につきまして、今後事務的折衝もなかなか簡単ではないと思像されるのであります。が、私どもといたしましては、当初からのわれわれの考えを努めて貫くよう

に努力をして参りたい、かように考えている次第でございまして。

○中島應委員 たいま建設大臣のお話によりますと、東海道幹線自動車国道と中央自動車道は同時着工をする。そして、国土開発縦貫自動車道中央自動車道は東京から富士吉田までを当面の五カ年計画に予算を盛る。そして予算の配分の額についてはまだ決定してない、こういうふうなふうに了解してよろしいのでありますか。

○中村國務大臣 さようでござい

ます。○中島應委員 本日は、非常に道路整備五カ年計画の策定が政府でも急がれて、目先に迫っているような関係で、緊急質問の形で政府の御所見を承るのでありますから、この際いろいろなきさつについてお話を申し上げます。持たないわけでありまして、昨年東海道幹線自動車国道建設法案が国会へ議員提案で提出されました。中に、提案者である遠藤三郎君の答弁の中に、国土計画において国土開発縦貫自動車道建設法が通過いたしております。この中央道に対しては支障のないように、そして東海道幹線自動車国道は政府の一般道路費に關係なくやる、そして中央道は推進すべき性質のものと思つ、こういうようなことを質疑応答の間で何回も繰り返されておるのであります。そこで、予算関係の内容にタッチする時間があるまいので、これらにはあ

は約二億五、六千万使われておるわけ

です。昭和三十三年、三十三、三十四で一億六千何しが調査費をかけております。さらに、たしか昭和三十四年だと思いましたが、七千何百万かけてお

ります。さらに昨年五千万ばかりかけておる。さらに思ひますので、数年にわたつてこれだけの調査費をかけておるのでありますけれども、予定路線の法律案が通りましてもいまだに基本計画の案がでない。こういうばかげたこととはないと思つたのであります。○高野政府委員 中央道につきまして、今御指摘の通り、調査費に二億三千万をすでにちようだいて調査をしておるわけでありまして。この調査につきましては、今後実施工事の必要があらうかと思つたのでございまして、しかし、大体技術調査は終わりました、すでに報告申し上げている通りであります。

それで、このたび五カ年計画を策定いたしました。中央道に着工することになります。基本計画を作ることになるわけでありまして、それで基本計画をいたしまして、実施の主体を入れ

作つて参りたいと思つております。自余の分

につきましてはもちろん国土開発縦貫自動車道建設法がございまして、予定路線もあるわけでございまして、その後にございましてさらに建設をいかにして遂行するかというのを考究する義務があるわけでありまして。さしたる

り、当初有料道路でやることとしまして、おられます東京―富士吉田について基本計画を作つて参りたいと思つております。この基本計画を作るだけの調査はすでにできておりますので、今後縦貫道審議会におきまして予定路線部会等をお開きいただきまして、路線を決定して、縦貫道審議会の議を経まして基本計画を策定して参りたいと思つて

おります。これは今、十月の終わりと十一月とかいふふうな言い方を申し上げる準備ができておりませんが、できるだけ早く今年度中には基本計画を作つて参りたいと思つて

いて基本計画を作りたい、こういうことにならうかと思ひます。

○中島(慶)委員　そこで、大臣に基本的な問題についてお伺いしたいのです。実は国土開発縦貫自動車道建設法は、国会の総意に基づきまして、将来の日本の国土計画はどうあるべきかという観点に立って、四百三十名の、衆議院のほとんど全員の提案者によって成立した法律なんです。そこで、大臣も非常に御苦勞願つていろいろやっていたら、個人的には大臣に非常に感謝しておるわけです。しかし、大臣も政府を背負つて建設行政をやつておるのでありますから、政府の今までの施策に対しては、私は非常にふんまんやる方ないものがあるわけでありまして、と申しますのは、そこに高速道路課長もお見えになりますけれども、実はこの間、党でヒヤリングをしたとき、高速道路課長に来てもらいました。その場合に、小牧の方へなぞ予算をつけなかつたかという話をしますと、これは小牧の方の十九号国道ですか、それが非常に発達してきて、あまりその必要が目先ないとかいうような御議論でありました。それから、このごろ大蔵省で省議を決定しまして、建設省で富士吉田までの案を出しているのを、八王子までにするということにいたしましたのであります。しかも、その省議決定は大蔵大臣の留守にやつた。このように今お話しした二点だけでも、事務官僚が国会の意思あるいは大臣の意思とかいふものを除外して、ぐんぐん進めていくという傾向のあることは非常に遺憾だと思つたのです。この中央道なんかは部分的な問題じゃなくて、日

本全土の交通の上から見て、東京から京阪神、名古屋を結んで初めて効果のあるもので、政治家が政治的感覚でもつて将来の国土はこうなければならぬという観点に立ってきめた法律であつて、これがきまつた以上は、事務官僚は忠実にこれを守つていかねばいかぬ。たとえば一部分の地方に、その道がなければ交通が緩和できぬからとかいふような目先のこまかいことでもつて左右すべきものではないと思ひます。

実は本年の三月三十日に、東京都の交通対策審議会でありまして、これは飯沼一省さんが会長になつておつて、東京都の交通対策審議会の答申案の第二号というものを都知事に答申いたしました。これもおそらく財政投融資なんかに待つと思ひますけれども、これが三千五百億、こういうふうに二兆四千億——これは鉄道ではありませんが、道路だけでありますけれども、こういうことを発表いたしました。それから、さなわち交通が混雑してきたから仕方がないという立場でやりますと、人を動かしたり架設物を動かしたりする、こういうことが起こる。ことにまた池田内閣の所得増進計画の一番の問題点は、地域格差の解消だとか、都市といふものの格差解消であるとかいふような、格差拡大を解消することが一番大きな問題になつておる。こういうような面から考えましても、この構

想はまさに合致いたしておるわけでありまして、私の希望するところは、これに対する御答弁は要りませんけれども、やはり政治家として立たれた大臣はこの国会の意思を尊重して、今のよきな事務的な近視眼的なものを排除して強力に進めていただきたい、こういうふうに考えるわけでありまして、それから、ただいま中央道の方は質疑の過程においておわかりになりましたように、数年にわたつて二億三千万からの調査費を使つておるわけでありまして、ところが、東海道の方はかつて調査したそうでありまして、本年度予算に四千三百万円というのがあります。これはたしか交通対策調査費というふうな名目でありまして、東海道の交通を今後どうすればいいか、こういうふうな予算であつて、現在新しく法案が成立した東海道幹線自動車国道の調査費ではないわけですね。従いまして、おそろくこれに対して調査はできておらないと思つた。それに対して、新聞によりまして八百数十億の五カ年計画の予算を計上する。中央道は四百幾ら計上して、それを大蔵官僚が反対しておる。こういうふうなことを聞いておるのでありますけれども、はたして来年度からそういう状態でおつて東海道は着工できるような運びに技術的になつておるのかどうか。この点をお伺いしたいと思つたわけでありまして、

て、東海道の交通処理対策といたしまして、東海道をいかに処理することが一番経済であるかというふうな調査をいたしました。これは八千五百万の調査費を使つております。前の方と合計いたしますと約一億八千万使つておるわけでございます。それで東海道については大体において調査は完了しております。

○中島(慶)委員　こまかい質問はいたしませんけれども、昨年の調査費の名目も交通対策調査費とかなんだかといふような名目だったので、従つて、今までの予算の名目でも、そういういふゆる高速自動車国道の調査費という名目はなかつたように私は記憶しております。そういうことで調査されたわけですが、これらのこまかいことはまたあとでお伺いしたいと思ひます。

そこで、今度の五ヶ年計画の策定の高速道路の基本構想について私の意見を申し上げて、大臣の参考にしていただきたい、こう思つたわけでありまして、実は中央自動車道法案が昭和三十一年に成立したのであります。そのときに、小牧から神戸までの予定路線の法案を成立すると同時に直ちに建設省はきめてもらいたい、こういう申し入れがあつた。自民党のここに見える諸君からもそういう話がありました。その理由は、京都のバイパスに三十四億本年度は予算がついておる。しかも、この中央自動車道はバイパスと同じ経過地区を通るのだから、予定路線の法律をきめてくれなければこの予算を使つておるわけにいかぬ。こういう話がありまして、法律が成立すると同時に小牧—神戸間は予定路線の法律をずばりわれ

われは認めてやつたのです。しかも、中央道の方は数年間かかつてこれだけの予算を使つても、やつと昨年強引にわれわれが要求して予定路線の法律ができて、まだ基本計画がきぬという状態なんです。きよははその問題を僕は追及する考えはありませんけれども、そういうわけで、三十四億の予算をつけますと、その年に消化できたのは二億何千万円で、三十何億というのは翌年回しになつてしまつた。それから今年度は昭和三十三年になると、前年度のいわゆる九割近い三十何億という繰越金と、たしかそのとき百億ばかりあつたと思ひますが、百三十億くらい予算を要求されて、つめた。そうすると、三十三年は二十何億しか使ひやせぬ。一割くらいしか使わぬ。その翌年だつて一割何分くらいしか使わぬ。また三年目だつてそういうふうな状態で、これは公団でありますけれども、困つたらえらい騒ぎです。一年ばかりじゃない。毎年そういう状態なんです。それで、私は当時の建設大臣の村上さんに、こんなばかげた予算要求はないじゃないか。昭和三十一年が供用開始期と言つておるけれども、おそろくできぬぞと言つたところが、村上建設大臣は、三十四年のたしか十二月だつたと思ひますけれども、用地の買取その他ができれば、準備はかかるけれども、二カ年で必ずやすすんでいきます、こういう答弁をしておる。そこでこの計画について、大臣御存じかどうかは知りませんが、昭和三十三年の五月七日に建設省道路局発表というもので「名古屋—神戸高速自動車道計画概要書」といふものが発表になつておるのです。これによりまして、昭

和三十三年に着工して昭和三十五年に完成、そして年度別の工事が、三十二年は三十四億、三十三年が二百二十四億、三十四年が二百九十億、三十五年が百五十億で、計六百九十八億でもって三十五年に完成ということをやちやんと発表して、この委員会でもそういうことを言っておるのです。それから、この計画がくずれて、今度は第二次の計画改定をして、昭和三十七年度供用開始という計画がまた出たわけだ。ところが、最近聞いてみると、昭和三十九年度でなければできない、こういうお話なんです。村上建設大臣は、全くわれわれがはじめにこんな状態ではだめだからということを上上げたのだけれども、あと二年で、昭和三十四年に必ずできる、こういう答弁である。これはまたいざれ機会があるときに速記録で質問いたしたいと思えますけれども、そういう状態なんです。

従いまして、こういうような経過から考えてみて、今度の道路整備五カ年計画の策定にあたりましては、余裕のあるような策定をしたらどうか、こう思うわけなんです。と申しますのは、それは用地の関係なんかで非常にあなたたちが苦しんで、そうしてせっかくだけに予算をつけても一割しか使えぬという場合も起きてくるでしょう。その場合には、他の高速自動車道の方へ回してやれるような、いわゆる国庫におけるところの予備金制度みたいなものを、この道路整備五カ年計画に百億でも二百億でもつけておく。ただいま私が名神高速道路の例をもって御説明申し上げましたように、公団は建設省に予算要求し、建設省はこの予算を国会にか

ける。その場合において、本年度はこれこれの工事をやりますと言つて、そんなにできるかと言つたところが、必ずできませんと言つておいて、一年くらいならいいが、毎年それが続いてきて、昭和三十五年に完成するといふやつを、今度は三十七年度に改定すればできぬ、というような現在の状態になっておる。従つて、ある程度の予備金を総体からとっておきますれば、それでもって、工事が進んで仕事のできる方へ予算をつけて、それから片方ができるようになればまた片方につけるようにして、総体においていわゆる五カ年計画は五カ年計画で、びしゃつと五カ年の操作によつてできる。こういうことになるわけでありませうけれども、現在は予備金というものを一銭も置かず、きちんと各道路に割り当ててしまつたら、その道路からはみ出たところの、一割しか仕事ができぬ九割の金は繰り越しにして次に持つていく。こういう状態になるのでありますけれども、こういうような五カ年計画の編成に対して大臣のお考えはどうであるか、またそういうことが五カ年計画としてはできるのかどうか、この点をお伺いしたいと思います。

○中村国務大臣 確かに今、中島さんが御指摘になりましたように、非常に過去においては思うように事業が遂行できませんで、繰り越しの多かつたことは、私もまことに遺憾に存じております。その原因のおもなるものは、用地買収難ということが中心でございます。そこで、今後私の方といたしまして

は、せっかく前国会におきまして御審議をいただいて成立をいたしました公共用地特別措置法を適用できるものは適用いたしまして、努めてそういう事業の繰り越しの起らないように善処して参りたいと考えておりますが、一面今御意見を承りました予備金のような制度を作つて融通性を持たしたかどうか、この点につきましては、実は最終的な五カ年計画の仕上げの段階におきまして、われわれの部内におきましてもそういう方法等も検討したかどうかという話を話し合つておるような次第でございます。この点はたゞいま御指摘もございましたので、さらにそういう方法がいかどうか、関係方面とも連絡をいたしまして、十分その点は研究をして参りたい、こう思つております。

○中島(巖)委員 緊急質問でありますので、これをもつて質問は終わることにして切に要望しかつお願いすることには、いわゆるいろいろな末端にとらわれぬように、法律の根本精神というものはどうしても政府において貫いていただかなければいけないと思つて、従いまして、事務官僚が視野の狭い、重箱のすみをほじるような議論でもって大勢を決するといふようなことが間々あるやに今回も思われましたので、どうか政府、特に大臣におきましてこういうふうな間違ひのないように基本方針を貫いていただきたい、こういうことを要望して、私の質問を終わります。

瀬戸山三男君より発言を求められております。瀬戸山三男君。
○瀬戸山委員 本会議が始まりますので、ごく簡単に、先般の委員会で御報告を得ました鹿児島島の大火の始末についてお尋ねしておきます。
先般の報告で、十月二日でありましたが、全焼七百六十六戸、半焼が三戸、被災世帯が八百四世帯、人員が三千六十六人、最近における大火であります。しかも、御承知だと思つてますが、現場は、そういうのは何でありますか、現場も、比較的収入の低い方々が多く生活をされております。終戦後のいわゆるバラック建のような公営住宅その他の集団的な地域で、ほとんどこれは全滅したという状況であります。鹿児島市あるいは県の方から何かその対策について要望があるいはきておるかもしれせん。国会としても、われわれとしても、その対策についてやはり心配をしてやらなければならぬ、こういうふうな考えておるわけでありませう。五月から八月の風あるいはフェーン現象等に対する特別立法が今審議中でありませうけれども、残念ながら、これは二日後の事態でありますので、直ちにこの特別法の適用を受けるといふわけにも参りませぬ。なおまた、火災であるといふ特殊な現象でありますから、議論はあると思つてますが、被害を受けた人々は、火災であらうと風であらうと、結論は同じであります。何とか対策を講じて、民生の安定をはかるように、こういうふうに思つておるわけでありませう。

○二階堂委員長 次に、住宅に關して

この際お聞かせ願ひたいと思つて、○齋藤(常)政府委員 鹿児島島の火災につきましては、現在のところどの程度焼けて、罹災者がどの程度かといううなことがわかつておりませぬが、実は具体的な計画を県側と密接に連絡をして立てて、それによつて政府としてとり得べき施策というものをできるだけ早急にとつて参る、こういうような根本的な考えを持っております。実は県の係官も明日には出て参りまして、そして具体的な計画の打ち合わせの段階に入つておられます。地区が今お話しのように非常に複雑なところでありまして、単に公営住宅ということだけで済むかどうか、あるいはあの場所だけ復興することでも十分かどうか、この点も検討を要するところでありませうので、県側あるいは市側の具体的な計画を十分に聴取して、できるだけのことをしていきたくと思つております。

○瀬戸山委員 市あるいは県等の現地の機関から相談がなければ、なかなかこちらから出すわけにはいかぬだらうと思つて、その通りでありますから、明日以後具体的な御相談が出てくるということでありませうので、私がここでお願いしておきたいことは、現行の制度であるいはまかない切れないかもしれない、どういふような方法でやつたらいいかというものは、今もお話がありましたように、特殊な地帯でありますから、こゝだけで解決はできないかもしれませぬ。案を立てられたら、どうか一つ現行の制度だけにとらなすことなしに、多数の方々が住居を焼かれて、同時に生活の基礎を全部失う程度の、私有財産等も焼かれて

しまっているわけでありませう。あとの生活に障害にならないように方策を立ててもらいたい。もし現行制度で悪ければ、足らなければ、政府の方でも特別な立法を考え、特別な行政措置をとるようにはしていただきたい。きょうはこの程度にしておきますが、お願いしておきます。

○二階堂委員長 次会は来たる十日午後一時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。
午後二時五分散会